

第一回 (七月九日)

- 一 失業及対斗争の件。失業及対斗争委員会設置 方針書作製と決定。
- 二 労任中央執行委員層位制日毎月曜午後三時よりと決定。
- 三 本部執行方針決定に関する件。前掲七項目を決定す。
- 四 事務所確立の件。中央委員会中各委員各委員より負担監督任下決定。
- 五 党本部差廻入に関する件。具作案三項決定。
- 六 農民委員層位、労任委員層設置の件。可決。
- 七 横国紙に関する件。改題して「労働部」決定。

第二回 (七月十三日)

- 一 府縣会選挙斗争特別委員会設置の件。可決。
- 二 朝鮮暴動に干渉する件。回廊部一任の決。
- 三 地方合同に干渉する指令の件。組織一任可決。
- 四 日帝斗争に干渉する指令の件。為決各部一任可決。

五 全国遊説の件。北海道、本州、九州を区別決定。

第三回 (七月二十日)

- 一 失業手帳 入党申込書作製の件。可決。
- 二 府縣会選挙斗争の件。資金外二項目決定。
- 三 支那駐留兵隊に支那親衛隊制決定の件。決定。
- 四 労働斗争分科に関する件。可決。

第四回 (八月三日)

- 一 労働部選挙斗争方針書決定の件。決定。
- 二 選挙斗争分科に関する決定の件。決定。
- 三 労働部選挙斗争に関する件。設置決定、校舎決定。

第五回 (八月十日)

省